

令和 8 年度 東灘区地域文化資源活用等補助金
防災資機材整備事業 募集要項

東灘区役所

1. 目的

当該補助は、東灘区内の地域の伝統文化資源であるだんじりを保管する小屋等への防災資機材（消火器及び消火用バケツ）の整備に要した経費を一部補助することにより、だんじりを火災等の災害から守り、次世代への文化・芸術・歴史の継承を図ることを目的とします。

2. 補助対象

（1）対象となる団体

以下の3点を全て満たす団体

- ① 概ね区民によって組織されるだんじりの歴史や文化について豊富な知識を持つ団体
- ② だんじりを維持管理する団体
- ③ 宗教活動、政治的活動又は営利を目的としないかつ、反社会的勢力でない団体

（2）対象となる経費

東灘区内のだんじりを保管する小屋等に設置する消火器（国家検定合格品に限る）、消火用バケツの整備に要する経費

※1 防災資機材の整備場所がだんじりを保管する小屋等以外の場所となる場合は、補助対象から除きます。

※2 今年度補助の対象となっただんじりは、今年度を含めて5年間は申請できません。

（3）対象となる期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 補助金の額

だんじり1台につき、対象となる経費の2分の1に相当する額かつ10,000円以内（100円未満切り捨て）

（例）整備費11,500円の場合、補助金額は5,700円

4. 申請方法

(1) 申請受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号の2）
- ② 防災資機材の整備場所の位置図
- ③ 対象となるだんじりの写真
- ④ 領収書の写し又は請求書の写しとその支払いを証する書類

(3) 受付場所

下記受付場所に持参または郵送、メールにてご提出ください。

（郵送の場合は消印有効とします。郵送した申請書の到着の有無は、必ずお電話にてご確認ください。）

受付場所：〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1
東灘区役所 4階 地域協働課

メールアドレス：h-matika@city.kobe.lg.jp

電話番号：078-841-4131（代表） 内線 236

5. 補助金交付までの手続き

(1) 申請書類の確認後、補助金の交付が決定した団体には、補助金交付決定通知書（様式第2号）、補助金請求書（様式第10号）、受領委任状の様式をお送りします。

(2) 届いた補助金請求書（様式第10号）に補助金を受け取る口座情報等の必要事項を記入し、上記の受付場所に持参、郵送またはメールにてご提出ください。

※申請団体の口座以外の口座を指定する場合は、受領委任状をご提出ください。受領委任状には、委任者（請求者）と受任者の印を押印の上、持参または郵送にてご提出ください。

6. 問い合わせ先

東灘区役所 4階 地域協働課

電話番号：078-841-4131（代表） 内線 236

記入例（補助金交付申請書）

補助金交付申請書

だんじり1台に対して消火器・消火用バケツを整備する場合

年 月 日

神戸市東灘区長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

だんじり1台につき、整備費の1/2かつ1万円までの金額を記入ください。
 ※例では、だんじり1台に対して整備費が11,500円かかったため、補助金の額は5,700円（100円未満切り捨て）となります。

東灘区地域文化資源活用等補助金の交付について、下記の通り申請します。

整備費の合計額を記入ください。

記

整備が完了した日付を記入ください。
 （4/1～申請日までに整備したものが対象となります）

補助金の額	5,700	円
-------	-------	---

防災資機材の整備費	合計	11,500	円
内訳：(消火器)	10,000	円 ×	1 本
	+	(消火用バケツ)	750 円 ×
			2 個

整備年月日	2023 年 4 月 15 日
(最後に当該補助金を受けた年月日)	年 月 日

「●番付近」のような表現でも構いません。

対象となるだんじりの台数	1	台
--------------	---	---

整備場所（だんじりを保管する小屋等）の所在地・防災資機材の数		
だんじり① 所在地：	東灘区〇〇町△番□号××神社内	
消火器（国家検定合格品に限る）：	10,000 円	1 本
消火用バケツ：	750 円	2 個
だんじり② 所在地：		
消火器（国家検定合格品に限る）：	円	本
消火用バケツ：	円	個
だんじり③ 所在地：		
消火器（国家検定合格品に限る）：	円	本
消火用バケツ：	円	個

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・整備場所（だんじりを保管する小屋等）の位置図 ・対象となるだんじりの写真 ・領収書の写し又は請求書の写しとその支払いを証する書類
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------